

風しん追加的対策による 「風しんの抗体検査・予防接種」のお知らせ



厚生労働省では昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象に2019(令和元)年度から2024(令和6)年度まで、風しん抗体検査と定期予防接種を実施しています。(今回のクーポン券の有効期限は2023(令和5)年3月31日までです。)

この通知は、3月1日現在に海老名市に住民票がある対象者の方に送付しています。転出等にて行き違いがございましたら御容赦ください。

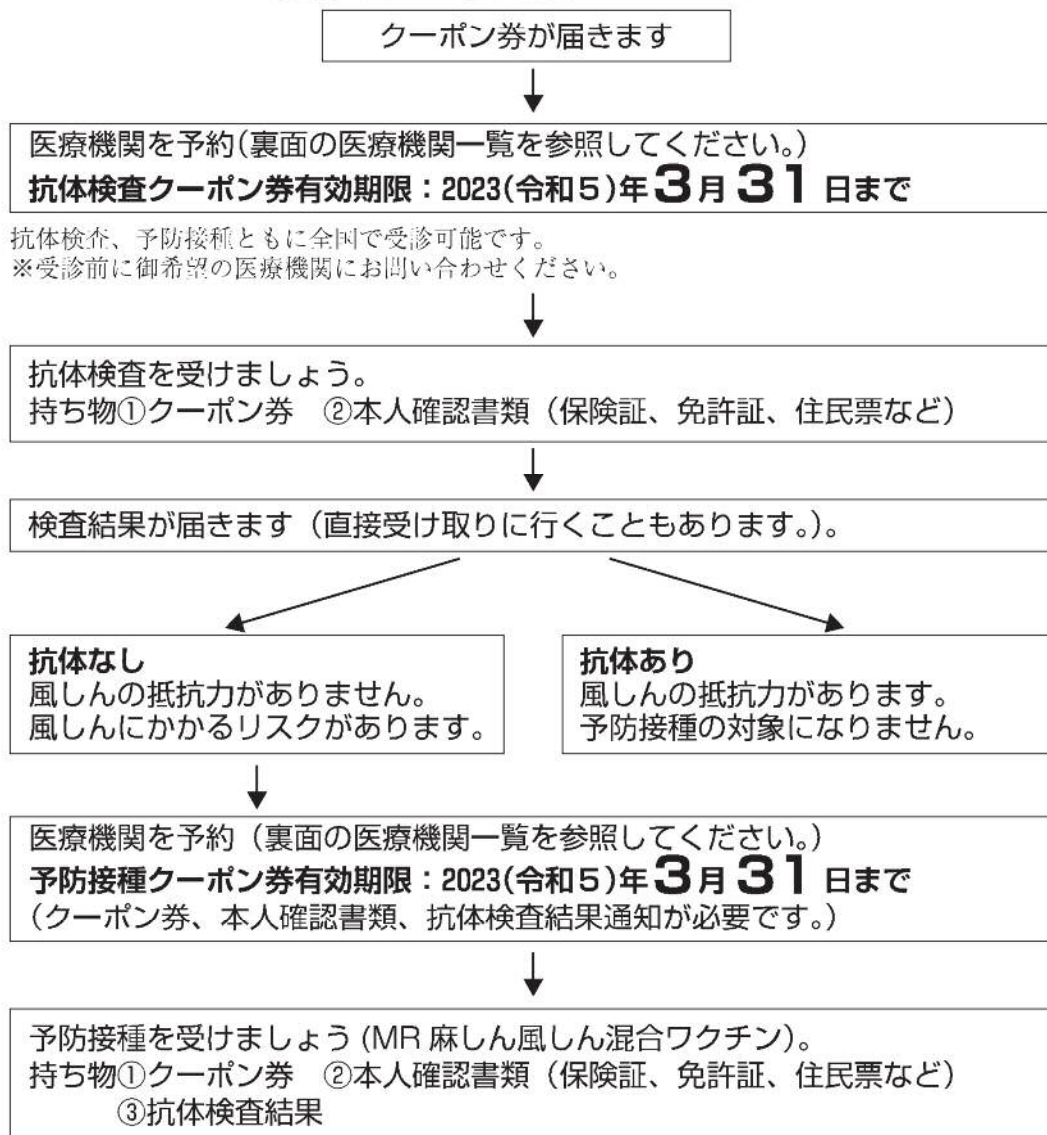
【抗体検査を受けるには】

厚生労働省のホームページに掲載されている実施医療機関に、同封のクーポン券を持参してください。また、勤め先の健康診断や、人間ドック、特定健康診査の機会に同時に受けることが可能な場合もあります。その場合もクーポン券の提示は必要です。

詳しくは、勤め先や海老名市健康推進課にお問い合わせください。

※注意：海老名市から転出した場合（転出確定日を含みます。）は、このクーポン券を使用できません。転出先の自治体にお問い合わせください。

～抗体検査・予防接種までの流れ～



風しんの追加的対策については、厚生労働省のホームページを御覧ください。

風しんの追加的対策 |

検索